

岡労発基 0511 第 8 号
令和 8 年 5 月 11 日

関 係 団 体 の 長 殿

岡 山 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別添の令和 8 年 4 月 28 日付け基発 0428 第 4 号により、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 86 号。）が令和 8 年 4 月 28 日に公布され、令和 8 年 8 月 1 日から施行するとの通知がありました。

今回の通知は、産業医の辞任等の際における所轄労働基準監督署への報告を義務付けるものとなっております。

つきましては、本件についてご承知おき頂きますとともに、会員事業場等関係者に対して周知していただきますようお願いいたします。